

自主財源の研究 - 地方分権下における個人所得税・住民税改革のあり方について -

関西大学経済学部 橋本恭之
大阪経済大学経済学部 前川聡子

はじめに

現在の地方分権議論において最も不足しているのが、歳入面の抜本改革の視点であろう。地方分権に伴い、地方へ権限を委譲するのであれば、当然歳入面においても地方の自主的な税収の確保を義務づけなければならない。現行の強力な国による地方の財政保障機能を果たしている国庫支出金、地方交付税の存在を考慮すれば、歳出面のみの権限委譲は、地方団体の無駄な歳出増大を生じることになる。地方での歳出拡大が、当該地域での負担の増大につながる仕組みを導入すれば、歳出面での無駄を排除することができよう。したがって、地方分権においては、何よりもまず地方の税源の拡充が求められることになる。

1999年度（平成11年度）予算では、国税収入は49兆1015億円（58.2%）、地方税収は35兆2957億円（41.8%）となっている。この国と地方の税収を合わせた税収総額（84兆3972億円）のうち、大きな割合を占めるのが個人所得税と個人住民税である。さらに、国税としての個人所得税と地方税としての個人住民税の比率を見ると、所得税63.9%、住民税36.1%となっている。地方の財源強化をはかり地方税の税収比率を高めるためには、最大の税収項目である個人所得税と個人住民税の見直しは避けて通れない課題である。

個人所得税・住民税改革の影響

地方税の充実を図ることを目標に所得税・住民税改革を設計する場合、その具体策としては、大きく分けて2種類考えることができる。ひとつは、国税としての所得税の最低税率部分の税収を地方に振り向け、所得税についてはある一定の所得層以上の納税者に対する付加税と変えようとするものがある。このような提案としては、神野・金子（1998）が有名である。いまひとつの方法は、所得税・住民税と共同税化することである。

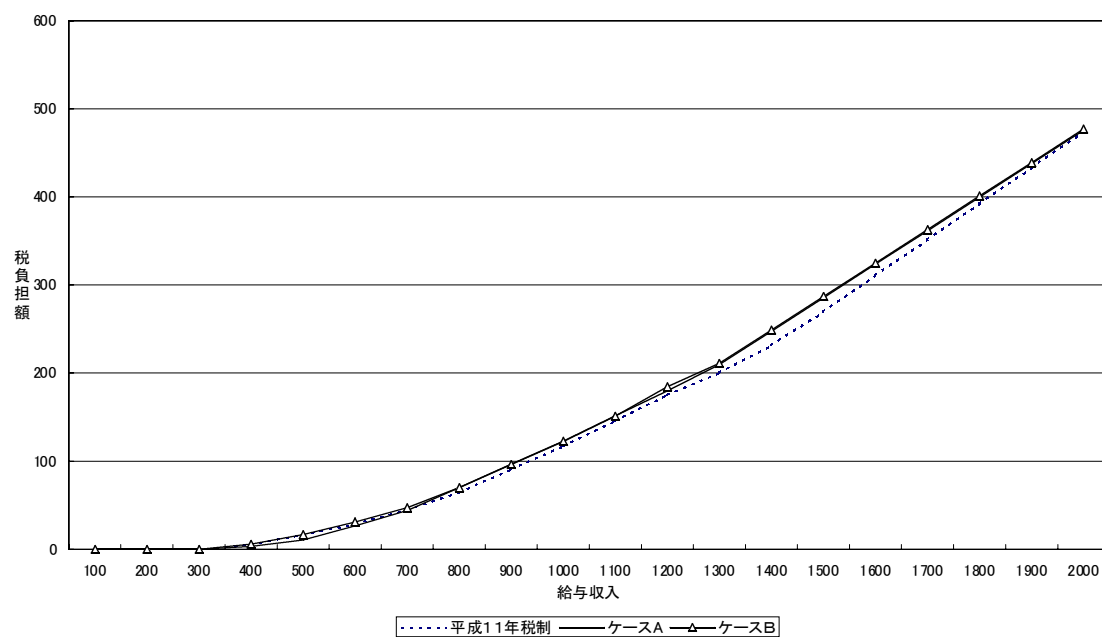
そこで本稿では、所得税・住民税の改革案として、表1のような改革案を想定した。まず、ケースAは、所得税・住民税を最低税率10%から最高税率50%までの5段階の税率表を持つ共同税に改革した場合であり、ケースBは、地方税を税率10%のフラット税、

国税を付加税とした場合である。なお共同税の税収は、国に4割、地方に6割で配分し、地方に配分された住民税収は各都道府県に所得基準で配分されるものとした¹⁾。

表1 所得税・住民税改革の想定

	国税税率表		地方税税率表		所得控除
ケースA	課税所得	限界税率			1999年度(平成11年度)と同一 地方税は国税の水準まで引き上げ
	100万円以下	10%			
	250万円以下	20%			
	800万円以下	30%			
	1800万円以下	40%			
	1800万円超	50%			
ケースB	課税所得	限界税率	都道府県	5%	同上
	130万円以下	5%	市町村	5%	
	300万円以下	10			
	670万円以下	20			
	1600万円以下	30			
	1600万円超	40			

図1 給与収入階級別の税負担額

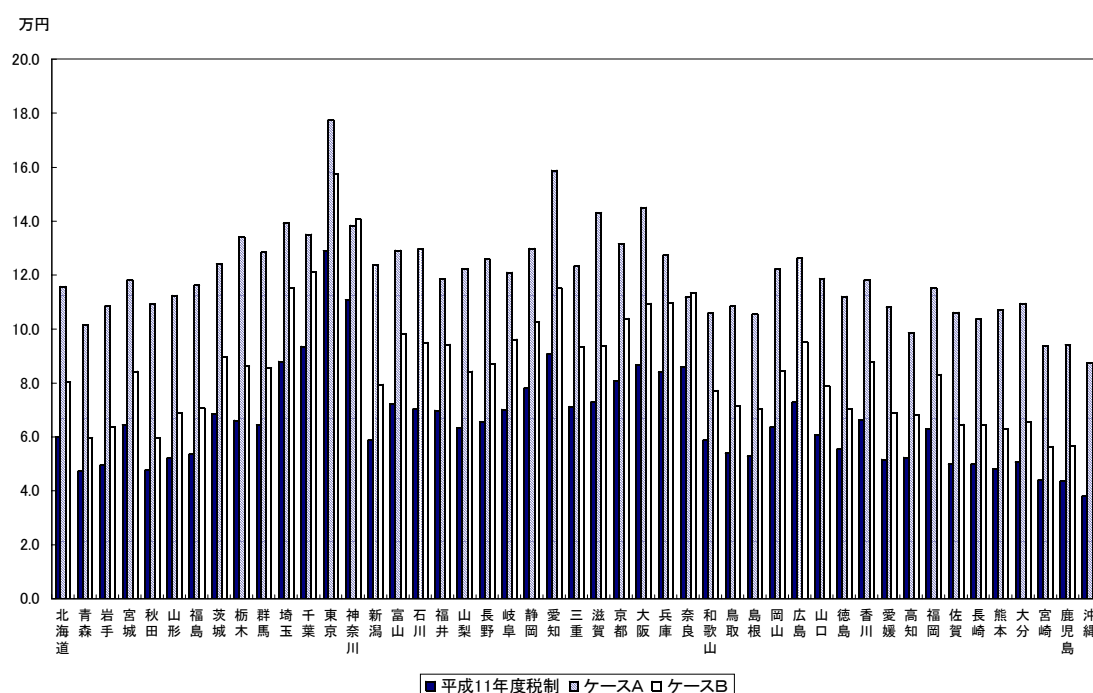


税率表の設計にあたっては、特別減税を含まない1999年度(平成11年度)税制による税収を確保し、しかも各所得階層の税負担率をほとんど変えないように留意した。すなわち、ケースA,Bともに改革時点において「税収中立性」、所得階層間の「税負担中立性」を達成するものとなっている。この2つの条件が満たされるならば、個人の税負担状況はほとんど変化しないので、改革の実現性が高まることになる。ケースA、Bにおいて所得階層間の税負担中立性が維持されていることを確認したものが図1である。この図によれ

ば、ケース A、B ともにほぼ全所得階層にわたって税負担額をほとんど変化させていないことがわかる。ケース A、B ともに低所得層の税負担をわずかに減少させ、給与収入 1000 万円を超える納税者の税負担をわずかに増加させるだけである。

図 2 は、このような所得税・住民税改革が実施された場合の一人当たりの住民税の変化を都道府県別に示したものである。この図では、ケース A、B ともに各都道府県の住民税の税収を大幅に増加させることが示されている。また都市部よりも地方において住民税の税収が伸びていることがわかる。これにより、現行制度のもとでの地域間の税収格差は大幅に縮小できる。データの散らばり具合を示す統計指標である変動係数を計測すると、現行制度のそれが 0.269 であるのに対して、ケース A では 0.138、ケース B では 0.258 といとなり、地域間の税収格差が減少していることが確認できる²⁾。ケース A と B を比べると共同税化したケース A の方が税収格差是正の効果大きいことがわかる。

図 2 所得税・住民税改革による一人当たりの都道府県別税収変化



このような改革により、地方の税財源は大幅に拡充できる。この所得税・住民税の税収の変化を考慮すると、税収全体でみた国と地方の税収比率は、現行の国：地方 = 58：42 が、ケース A では国：地方 = 48：52 に、ケース B では国：地方 = 49：51 といずれも、地

方税収の比率を大幅に高めることができる。ケース A と B の比較では、やはり共同税化したケース A において地方税の税収比率をより高められることがわかった。

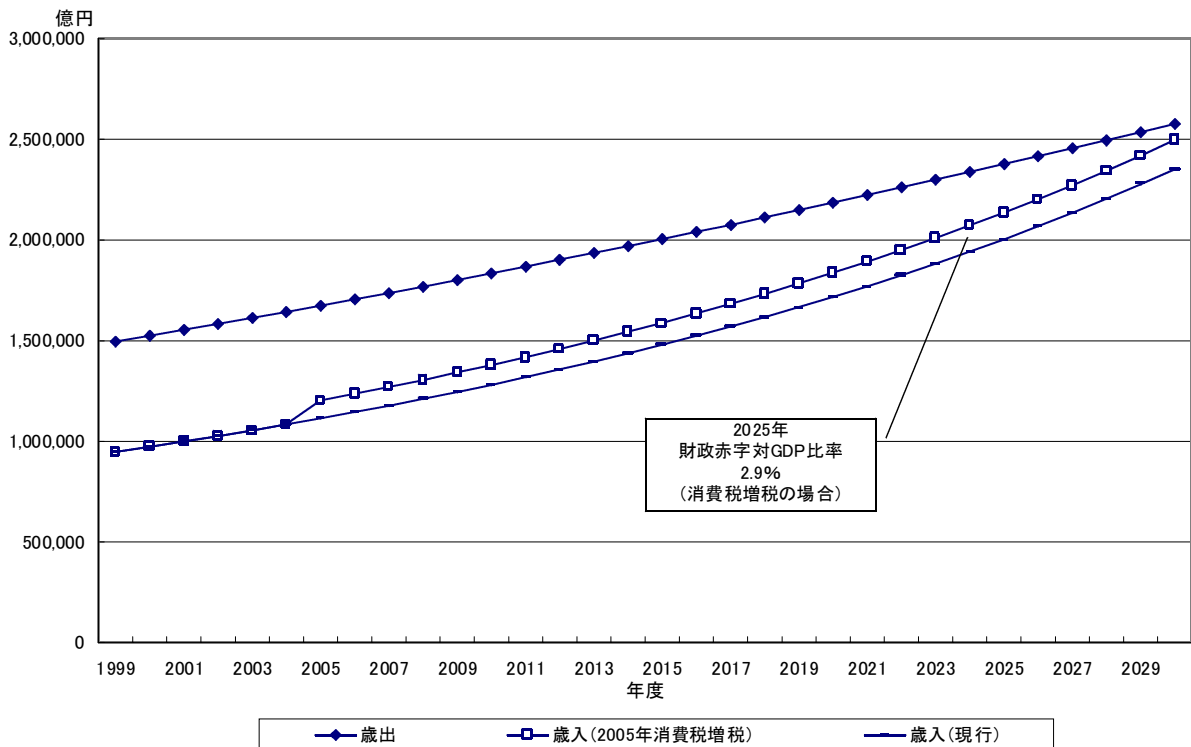
長期的な財政収支均衡と税制改革

以上のような所得税・住民税の改革は、地方の税収配分を増大させることになる。本稿の主な関心は、地方分権化における財源調達のあり方にあるものの、長期的なみた財政収支を無視するわけにもいかない。わが国の財政は、危機的な状況にある。2000 年度末には国と地方の債務残高を合計すると 500 兆円を突破しようとしている。フローでみても、1999 年における日本の国と地方を合わせた財政赤字は、GDP の 11 %にも達している。これは、EU の通貨統合加入の条件である、財政赤字の対 GDP 比 3 %以下という基準（Convergence Criteria）を満たしていない。

長期的にみて財政収支がどのように推移するかは、行財政改革がどの程度実行されるか、どのような税制改革をおこなうか、そして今後の経済成長率がどのように推移するかに依存する。かりに経済成長率が高めに推移した場合には、自然増収により、行財政改革なしでも財政赤字が長期的には解消される可能性もある。

そこで、現行税制を維持した場合、自然増収だけで財政赤字が解消されるかどうかを見たものが図3である。ここで、将来の経済成長率は、経済戦略会議等で想定された日本経済の潜在成長率である 2 %で推移するものと仮定した。また、歳出の数字は、行財政改革を断行し、歳出をバブル前の水準にまで抑えた場合を想定している³⁾。図3では、現行の歳入構造を維持した場合、EU 通貨統合の 3 %基準については 2029 年でかろうじて達成できるものの、2030 年時点でも依然として若干の財政赤字が残り、過去の債務残高を解消できるのはさらに後になることが示されている。すなわち、成長率 2 %の場合、行財政改革に加えて何らかの増税が不可欠となる。一方、2005 年時点から消費税率を 3 %ひきあげて 8 %にすれば、2025 年にかろうじて EU の基準を達成することができる。

図 3 長期的な国と地方の歳出、歳入の推移（成長率 2 %）



地方税改革と国と地方の財政関係の見直し

以上のように長期的な財政収支も考慮するならば、何らかの増税は避けられない。所得、消費、資産という課税ベースのバランスを配慮するならば、消費ないし資産への課税を強化すべきであろう。所得に関しては長期的にみると、自然増収という形での増税がおこなわれることになる。資産への課税としての固定資産税は、税負担者と納税地域が完全に一致するという意味では最も地方税に適した税目といえる。固定資産税については、すでに地方税収入の大部分を占める基幹税であり、その改革の方向としては現行程度の税収を維持しつつ、現行制度における課税ベースの不明確さを是正すべきであろう。したがって、地方税収増加の観点からは、この増税は消費税率の引き上げでおこなうべきである⁴⁾。消費税ならば、地方税の原則としての「応益性」、「安定性」にも合致する。現行制度のもとで消費税収の25%は地方消費税として各都道府県に配分されている。消費税の税率引き上げは、自動的に地方の税収を増加させることになる。消費税率引き上げに加えて、消費税に占める地方消費税の税収比率も引き上げるべきであろう。現行制度では、消費税の税収の29.5%は交付税財源にも充当されている。交付税というフィルターを通して配分するよりも、地方消費税という形でダイレクトに地方に配分するべきである。

そこで、以下では所得税・住民税改革にあわせて、消費税の税率を8%にまで引き上げ、さらに消費税に占める地方消費税の比率を50%とし、交付税財源から消費税をはずした場合の国と地方の財政関係について検討しよう。

地方分権下における地方税改革を成功させるためには、税制だけでなく、国庫支出金、地方交付税という国から地方への財源移転システムの改革を忘れてはならない。国から地方へ税源が移転されたのであるから、当然、国庫支出金はできるだけ一般財源化すべきである。また、東京都の石原知事が導入を表明した事業税の外形標準化の独自導入は、現行交付税システムの致命的な欠陥を浮き彫りにしてくれる。現行の地方交付税において、富裕団体は、不交付団体となるだけである。現状では、東京都以外の都道府県が同様の課税をめざしても地方交付税の減収を招くだけである。

そこで、地方税改革とともに、逆交付税の導入を視野に入れるべきである。ただし、逆交付税の導入は、富裕団体の税収確保の意欲に水をさす政策でもある。実は現行の交付税制度においても基準財政需要の算定にあたっては、留保財源が地方の裁量の余地を残している⁵⁾。この留保財源比率に加えて、逆交付税の算定にあたっては、基準財政需要を上回る基準財政収入の金額に一定の逆交付税率を乗じることで、富裕な地方団体の歳入確保意欲を損なわない措置が可能であろう。以下では、この逆交付税の税率を50%と想定しよう。

このような逆交付税導入後のマクロ的な国と地方の財政関係について、地方の自主財源の確保という点からみて最も優れた改革案であるケースAの結果を取り上げると、次のようなことが分かった。地方全体でみると、地方税収は41.7兆円から57.5兆円と15兆円近く増加する。このような地方の収入増に加えて、逆交付税を導入することにより、国から地方への移転は、現行の39兆円から23兆円に大幅に削減することができる。特に、交付税については、現行制度を維持した場合の14兆円に対して、10.9兆円まで削減できることが分かった。その結果、地方の自主財源率は65.2%にまで上昇することになる。さらに国については、地方への移転が削減されることで、その分国債の発行額を抑えることができる。計算結果では、改革前では40兆円もの国債発行額が、改革後は28兆円になることが明らかとなった。

都道府県レベルでみると、まず地方税収の増加により、各自治体の財政力が上昇する。**表2に示されているように**改革前後で財政力指数(=基準財政収入/基準財政需要)を計算して比較すると、ほぼ全ての自治体で現行よりも財政力指数は3倍近くにまで上昇する

ことが明らかになった。例えば、東京、静岡、大阪のような都市部の財政力指数は、112 %から 334 %（東京）、76 %から 230 %、94 %から 293 %（大阪）に上昇している。北海道や沖縄のような地方でも、40.7 %から 122 %（北海道）、26.3 %から 85.2 %（沖縄）に上昇している。

表2 都道府県別財政力指数の比較（成長率2%、ケースA）

都道府県	平成9年度 財政力指数	2005年度 財政力指数
北海道	40.7%	122.2%
青森	30.3%	95.2%
岩手	31.5%	97.1%
宮城	55.8%	171.8%
秋田	30.6%	94.1%
山形	33.4%	102.1%
福島	48.1%	143.9%
茨城	60.0%	184.8%
栃木	57.6%	185.2%
群馬	58.8%	182.6%
埼玉	74.0%	237.1%
千葉	75.6%	216.3%
東京	112.0%	333.9%
神奈川	93.5%	294.1%
新潟	45.9%	145.0%
富山	43.4%	130.9%
石川	47.4%	140.4%
福井	41.8%	120.8%
山梨	37.6%	114.0%
長野	50.7%	149.7%
岐阜	53.5%	156.3%
静岡	76.3%	230.8%
愛知	99.4%	305.8%
三重	53.5%	158.2%
滋賀	54.2%	173.3%
京都	61.9%	197.8%
大阪	94.4%	292.5%
兵庫	64.4%	201.5%
奈良	39.7%	122.6%
和歌山	31.4%	99.3%
鳥取	26.5%	79.4%
島根	24.0%	71.4%
岡山	48.7%	153.7%
広島	55.0%	181.9%
山口	44.3%	132.7%
徳島	29.6%	88.8%
香川	43.6%	130.3%
愛媛	39.6%	125.1%
高知	23.2%	71.0%
福岡	59.2%	196.4%
佐賀	33.1%	96.5%
長崎	30.9%	99.7%
熊本	36.6%	118.2%
大分	31.8%	103.7%
宮崎	28.9%	87.8%
鹿児島	33.2%	94.1%
沖縄	26.3%	85.2%

表3 都道府県別計算結果（成長率2%、ケースA、逆交付税導入）

都道府県	地方税収	国庫支出金	地方交付税	その他歳入	純歳入	地方債
北海道	2,195,056	605,352	1,416,224	448,190	4,721,693	1,068,013
青森	473,835	153,097	393,225	107,240	1,140,777	262,362
岩手	492,307	149,378	394,498	108,974	1,159,759	321,836
宮城	987,946	151,175	244,151	131,633	1,545,490	315,816
秋田	419,991	130,700	357,875	94,682	1,015,390	241,248
山形	448,480	111,789	298,562	87,962	958,707	239,136
福島	876,283	173,452	301,269	134,150	1,504,324	282,062
茨城	1,253,649	152,439	191,752	155,306	1,815,658	346,519
栃木	934,636	113,170	84,988	108,497	1,286,778	205,839
群馬	883,899	114,671	145,673	115,266	1,302,787	246,465
埼玉	2,695,848	231,700	138,041	271,477	3,556,770	467,509
千葉	2,355,067	233,596	198,139	241,819	3,150,110	477,663
東京	8,891,211	498,998	-991,094	783,531	10,259,685	982,957
神奈川	3,867,976	305,640	58,118	346,394	4,969,323	646,212
新潟	1,063,934	244,185	352,309	171,746	1,855,321	389,206
富山	499,274	87,774	160,487	75,477	833,294	184,485
石川	527,631	96,619	162,317	80,955	879,278	224,001
福井	390,287	83,533	143,937	66,802	692,883	140,409
山梨	365,225	78,056	184,498	65,029	701,003	155,216
長野	943,376	167,433	332,997	150,499	1,615,518	367,860
岐阜	860,034	127,662	232,259	121,970	1,358,799	238,981
静岡	1,801,292	182,794	-49,111	187,407	2,280,693	412,887
愛知	3,937,821	289,499	-238,163	344,514	4,815,496	686,253
三重	792,392	116,359	163,306	108,181	1,195,993	212,182
滋賀	633,764	80,886	76,558	79,850	895,249	171,396
京都	1,148,366	153,254	230,588	142,138	1,741,480	290,073
大阪	4,694,588	459,652	-82,010	434,615	5,988,041	986,131
兵庫	2,418,382	472,163	374,433	344,247	3,736,729	780,803
奈良	470,168	90,799	242,192	77,327	890,605	185,748
和歌山	381,883	91,956	265,323	75,979	825,294	167,062
鳥取	220,051	67,963	203,000	52,798	550,315	131,030
島根	260,364	110,265	320,851	75,023	775,914	213,212
岡山	829,623	127,386	248,347	117,823	1,339,108	284,436
広島	1,260,749	217,348	275,944	166,464	1,964,954	411,016
山口	625,654	131,341	226,702	101,800	1,098,548	238,712
徳島	299,076	87,386	236,341	68,275	698,809	151,634
香川	415,604	64,515	144,293	68,403	700,580	160,385
愛媛	554,824	112,393	264,420	98,390	1,042,247	207,094
高知	257,056	112,729	317,580	75,202	771,352	185,798
福岡	1,954,074	331,483	482,254	266,938	3,138,072	624,151
佐賀	309,985	85,195	210,548	61,884	675,607	116,801
長崎	494,539	180,767	391,624	110,327	1,190,022	266,699
熊本	622,739	162,580	389,113	123,758	1,313,643	391,723
大分	445,673	125,093	286,471	86,091	954,704	210,734
宮崎	360,567	132,059	317,578	82,306	903,921	199,514
鹿児島	545,202	229,602	510,389	131,542	1,434,194	355,439
沖縄	340,190	194,737	314,266	86,492	944,120	139,975
合計	57500571.21	8420624.08	10923063.72	7435374.757	88189037	15984684

次に、逆交付税導入の影響を見よう。表3は、ケースA(共同税)で逆交付税を導入した場合の都道府県別の計算結果を示している。この表からも明らかなように、逆交付税の対象となる都道府県は、東京、静岡、愛知、大阪である。ただしこれらの都道府県は、地方税の大幅な増収が得られるために、逆交付税を実施しても純歳入額は依然として黒字となる。例えば、東京都の場合約9900億円の逆交付税を支払うことになる。しかし、地方税収の増加(約2兆円)等を考慮すると、最終的な純歳入額は約1兆円以上も増えるのである。一方、北海道や沖縄では国からの移転の削減額の方が地方税の増収分よりも大きいため、純歳入額は減少する(北海道:約5800億円のマイナス、沖縄:約2000億円のマイナス)。

以上のように、所得税住民税を共同税化し、地方消費税の税率を引き上げることで、地方税収の比率を引き上げ、国からの移転を削減するような改革は、地方財政全体にとってはプラスになる。しかし逆交付税を導入してもなお、最終的な歳入額等をみると都市部に有利であり、地方には不利になることが明らかとなった。この結果は、現在の国による地方自治体間の財政調整が強力すぎるために生じたものである。地方の都道府県において、国からの手厚い交付税・国庫支出金のもとで行われてきた無駄な歳出の効率化を図ることも必要とされるであろう。

[参考文献]

齊藤慎(1989)『政府行動の経済分析』創文社。

神野直彦・金子勝(1998)『地方に税源を』東洋経済新報社。

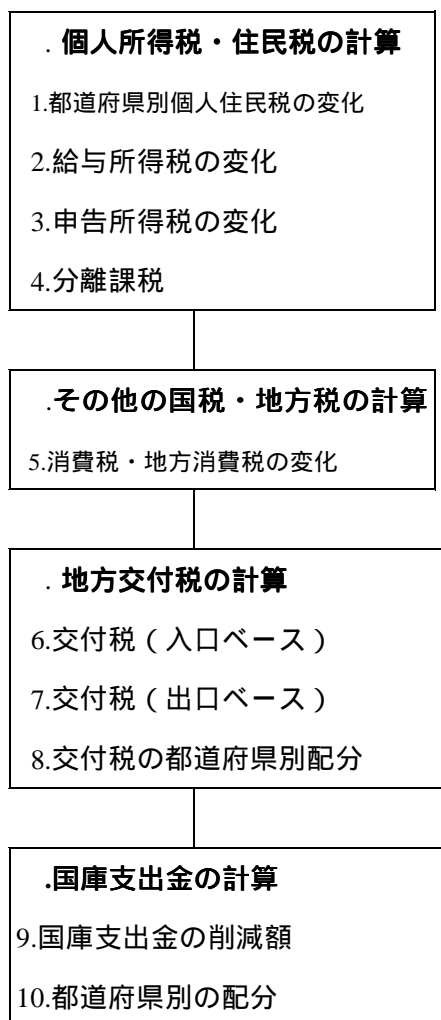
橋本恭之(1995)「地方分権化と地域間税収配分」『地方分権をめざした地方税のあり方に関する研究』日本租税研究協会。

橋本恭之・前川聡子(2000)「地方財源の充実」関西経済研究センター『地方分権下の地方財政についての実証的研究-真の地方分権社会をめざして-』NIRA 研究報告書

橋本恭之・前川聡子(2000)「地方分権下における個人所得税・住民税のあり方について」『国際税制研究』No.4.

[補論]シミュレーションの手法

付図 都道府県別財政収支モデルのフローチャート



個人所得税・住民税の計算

1.都道府県別個人住民税の変化

本研究では、住民税のフラット化の影響を分析する。しかし、住民税のフラット化による各都道府県の税収の変化を推計することは、それほど簡単ではない。フラット化による住民税の税収の変化を推計するには、各都道府県別に所得階層別の所得のデータと世帯数のデータが必要とされる。しかし、『県民所得統計』等では、都道府県別の平均所得のデータしか得られない。このため、齊藤(1989)は、各都道府県の所得分布が対数正規分布と仮定して、都道府県別の住民税のデータから都道府県別の所得分布を推計している。また、大竹・福重(1987)は『全国消費実態調査』の個表データを入手し、都道府県別の税収額を計

算している。本稿では、『賃金センサス（平成5年版）』労働省政策調査部を利用して、都道府県別の所得分布を推計することにした。『賃金センサス』には、都道府県別に年齢階級別かつ企業規模別のデータが記載されている。わが国の賃金体系は年功序列を慣行としているため、所得水準の違いは年齢の違いを反映したものと考えてよい。企業規模の違いも所得水準の違いを生む。そこで、本研究では、都道府県別の産業計男子労働者の年間給与と労働者数をそれぞれ、所得と所得分布のデータとして利用することにした。

税制改革後の都道府県別住民税税収の推計方法

ステップ1 .

都道府県別の年齢階級別所得のデータに現実の住民税の控除、累進税率表を適用し、年齢階級別税額を求め、所得分布を乗じることで都道府県別税収額を算出する。

ステップ2 .

ステップ1で求めた税収額は、サラリーマンを対象とした『賃金センサス』のデータにもとづく税収額であるため現実の税収額とは一致しない。そこで、ステップ1で求めた都道府県別税収額を1997年度（平成9年度）の都道府県別税収で割って、調整係数を求める。

ステップ3 .

都道府県別の年齢階級別所得のデータに改革後の税制を適用して、年齢階級別の税額を求め、所得分布を乗じることで都道府県別税収額を算出する。なお、所得控除としては、人的控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除を考慮している⁶⁾。

ステップ4 .

ステップ3でもとめた税制改革後の都道府県別の税収額にステップ2で求めた調整係数を乗じれば、税制改革後の都道府県別の税収額が計算できる。

2.給与所得税の変化

国税としての給与所得者の税収変化については、基本的には都道府県別の住民税の税収変化と同じデータ、プロセスで計算する。ただし、税率表、所得控除などが異なる。都道府県別に計算した税収を集計すれば国税としての給与所得税の税収額を推計することができる。なお、モデル上の税収から現実の税収を推計するために使用する調整係数は、都道府県別に求めている。また、この調整係数は国税と地方税とそれぞれについて求めた。

3.申告所得税の変化

上記の給与所得者の国税・地方税の税収の推計にあたっては、賃金センサスのデータを

使用した。しかし、そこでは残念ながら高額所得者の所得分布は得られない。給与所得の約9割は年収1000万円以下なので、この問題は税収の推計にそれほど大きな誤差はもたらさない。しかし、申告所得者については、税収のかなりの部分を高額所得者が負担している。そこで、申告所得税の税収については、1997年（平成9年）分の『税務統計から見た申告所得税の実態』を用いて推計することにした。そこでは、申告所得者について、年間所得階級別に所得種類別所得、人員、申告納税額、各種の所得控除の金額などがわかる。まずこれらのデータを加工して、申告所得者の所得を総合課税対象所得と分離課税対象所得に分離した。所得階級別の総合課税対象所得と階級別の人員、所得控除額はわかれば総合課税対象の申告所得税の税収の変化を税法にしたがって計算することが可能となる。

4.分離課税

分離課税分の税収の推計については、1997年（平成9年）分の『国税庁統計年報書』を利用した。分離課税の税収は、所得税の源泉分に含まれている。しかし、そこでは、給与所得者の源泉徴収部分が含まれていることに注意しなければならない。

その他の国税・地方税の計算

5.消費税・地方消費税の変化

本研究では、消費税収に占める地方消費税の比率は50%に引き上げ、そのかわり交付税の財源からははずすものと想定した。このようなマクロ的な税収の変化に伴い、各都道府県の税収は当然のことながら変化する。都道府県別税収変化にあたっては、1996年度（平成9年度）の各都道府県の税収シェアが変わらないものと仮定して計算した。

6.交付税（入口）ベース

上記のような地方税改革は、交付税財源の減少を通じて交付税の入り口ベースの金額を減少させる。本研究では、改革後には消費税を交付税財源からははずすものと仮定したので、交付税総額は、 $(\text{所得税収} + \text{法人税収} + \text{酒税税収}) \times 0.32 + (\text{たばこ税税収}) \times 0.25$ で計算できる。さらにそのうち、94%が普通交付税、6%が特別交付税になる。

7.交付税（出口）ベース

一方、出口ベースの交付総額は、都道府県ごとの（基準財政需要額 - 基準財政収入額）で得られる。地方税改革後は、基準財政収入が増大することで、基準財政収入が基準財政需要を上回るケースが続出する。本研究では、この場合、現行制度と同様に、不交付団体として処理する場合と超過額の50%を逆交付税として徴収する場合の2ケースを想定し

た。なお、このようにして計算した出口ベースの交付税総額は、入り口ベースの総額と一致する保証は全くない。この乖離は、現行制度と同様に交付税特別会計において処理されるものと想定した。

8.交付税の都道府県別配分

上記交付税（出口）ベースでの説明からも明らかなように、各自治体（都道府県・市町村）への交付税額は、留保率×（基準財政需要額－基準財政収入額）で計算された額である。したがって、都道府県別の配分額は、都道府県と市町村（都道府県別）への交付額を合わせたものとなる。つまり、（都道府県別交付税交付額）＝（都道府県への交付額）＋（都道府県別に集計された市町村への交付額）となる。ただし、逆交付税を徴収するケースでは、計算上逆交付税額をマイナスとして計上している。

・国庫支出金の計算

9.国庫支出金の削減額

上記のように地方税の増収は交付税の減少を招く。そこで、本研究では、マクロ的には、地方の歳入総額は変化しないような改革案を想定した。すなわち、マクロ的な地方歳入の中立性を保つように、国庫支出金で調整したのである。これは、全体としての地方税の増収額から交付税の減少額を差し引くことで求めた。

10.都道府県別の配分

このようにして求めた改革後の国庫支出金総額は、1996年（平成9年度）の都道府県別の国庫支出金のシェアで比例配分した。

1) 計算に際しては、『県民経済計算年報（平成11年度版）』における1996年の「県民所得」の都道府県別のシェアを配分パラメータとして使用した。

2) 変動係数は、標準偏差を平均値で除することで求めることができる。

3) 具体的には、国と地方をあわせた総歳出を約4.5%抑えることができた場合を想定している

4) 本稿では、地方税改革という視点からの税制改革案を考えたが、国税としての税制のあり方からは資産課税としての相続贈与税の増税も視野に入れるべきであろう。

5) 留保財源とは、基準財政収入の算定に際して各自治体の税収に一定の比率を乗じて実際よりも少なく見積もることにより、自治体の財源に余裕を持たせるものである。その留保財源比率は、都道府県について80%、市町村について75%となっている。

6) 生命保険料控除、損害保険料控除については、平成9年分の『税務統計から見た給与所得税の実態』における平均額を使用した。社会保険料控除には、大蔵省の簡易計算方法を利用した。